

証券コード 7683
電子提供措置開始日：2023年4月5日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号
株 式 会 社 ダ ブ ル エ ー
代 表 取 締 役 肖 俊 偉

第22期定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

■事業報告

1. 企業集団の現況
 - (1) 事業の経過及び成果
 - (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況
 - (3) 対処すべき課題
 - (4) 主要な事業内容
 - (5) 主要な営業所及び工場
 - (6) 使用人の状況
 - (7) 主要な借入先の状況
 - (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項
2. 会社の現況
 - (1) 株式の状況
 - (2) 新株予約権等の状況
 - (3) 会社役員に関する状況
 - (4) 会計監査人の状況
3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
4. 会社の支配に関する基本方針
5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

■連結計算書類

1. 連結貸借対照表
2. 連結損益計算書
3. 連結株主資本等変動計算書
4. 連結注記表

■計算書類

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個別注記表

■監査報告

1. 連結計算書類に係る会計監査報告
2. 計算書類に係る会計監査報告
3. 連結計算書類、計算書類及び事業報告に係る監査役会の監査報告

■事業報告

(2022年2月1日から2023年1月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の普及、及び規制解除に伴い経済活動が再開し正常化への期待が高まっております。一方、国内個人消費につきましては、経済活動に持ち直しの動きが見られるものの、円安の進行及び資源価格の高騰を受けて食料品、エネルギーを中心に物価が上昇しております。

当社グループが所属する靴業界におきましては、業界全体の市場規模は減少傾向にあるものの、スニーカーを中心としたカジュアル志向の靴及び履き心地を重視した靴の需要は依然として拡大傾向にあります。

このような状況の中、当社グループは、「いつでも想像以上に満足のできる商品・サービスを提供します。」の企業理念のもと、引き続き好立地かつ好条件の店舗展開と、更なる成長が期待されるオンライン販売の事業拡大に取り組んでまいりました。以上の結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高が17,598,385千円（前期比12.1%増）、営業利益が1,186,707千円（前期比14.4%増）、経常利益が1,084,432千円（前期比5.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が689,169千円（前期比2.6%減）となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2020年1月期)	第 20 期 (2021年1月期)	第 21 期 (2022年1月期)	第 22 期 (当連結会計年度) (2023年1月期)
売 上 高 (千円)	14,009,939	13,081,490	15,701,607	17,598,385
経 常 利 益 (千円)	1,390,790	311,374	1,031,701	1,084,432
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	757,481	239,859	707,569	689,169
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 金 額 (円)	181.13	50.52	148.76	144.73
総 資 産 (千円)	9,278,771	9,006,962	10,069,114	10,834,436
純 資 産 (千円)	7,130,933	7,343,765	8,113,313	8,760,072
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,502.23	1,545.00	1,704.32	1,838.99

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数（期中平均自己株式数を除く）により算出しております。
2. 1 株当たり純資産額は、期末発行済株式数（期末自己株式数を除く）により算出しております。
3. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、靴業界におけるイノベーターカンパニーとして、「ORiental TRaffic」「卑弥呼」といったWAブランドの顧客層拡大を基本戦略とし、お客様満足度の高い、高品質な商品及びサービスの企画開発に取り組んでまいります。また、当社グループの保有する高品質ブランドの積極的な普及を進め、当社グループの販売領域や規模の拡大を目指すとともに、他社ブランドとのコラボレーション事業を推進し、お客様との長期的なつながりの構築を目指してまいります。

当社グループの商品は、自社で企画開発しパートナー工場で生産、仕入を行っております。商品開発の特徴としては、商品企画担当者が販売スタッフとして店頭で接客を行い直接お客様の声を聞き、同じ企画担当者が検品検査スタッフとして生産工場を巡回し直接指導を行っていることです。これらの商品企画開発から生産品質管理、販売までを分業化せず一気通貫で担当することで、当社グループオリジナルの魅力的な商品提供を可能にしております。

独自サービスとしては、不要になった靴の下取り交換、ヒール先端部分（トップリフト）の無料交換など、企業理念「いつでも想像以上に満足のできる商品・サービスを提供します。」の実現に尽力しております。

このようなお客様に寄り添った商品及びサービスの提供を行い続けながら、企業価値の向上に向け、具体的には以下の課題に取り組んでまいります。

① 商品企画開発力の向上

日々めまぐるしく変化する社会において価値観やライフスタイルが多様化し消費者に求められる商品基準も高まっています。当社グループは、企業理念である「いつでも想像以上に満足のできる商品・サービスを提供します。」を実現するため、従来から消費者の嗜好に寄り添った商品を提供することで成長してまいりました。今後におきましても、今まで以上に消費者の声に耳を傾け、消費者動向や競合他社の把握・分析のほか、市場全体のニーズ・トレンドを迅速に捉え、タイムリーに消費者とのコミュニケーションを密に重ねることで、より顧客満足度の高い商品・サービスを提供するために企画開発力の向上に取り組んでまいります。

② グローバル・サプライチェーンマネジメントの強化

当社グループにおける商品の企画開発・発注仕入プロセスに関して、日本国内のみならず中国・香港等を含む全社的な商品供給を支えるために、グローバルな視点に基づいたサプライチェーンマネジメントの向上を進めてまいります。そのため、現地のパートナー工場等との価格や技術力、品質面などの条件を勘案した新たな取引先の開拓や、為替相場の変動等に備えた適切なリスクヘッジを実現することにより、企業グループ全体として適時適切な商品仕入が行えるように取り組んでまいります。

③ 事業構造のデジタル化の推進

ファッション業界におけるテクノロジーの進化は著しく、オンライン販売のみならずオフライン販売におきましても、アプリ連携等による付加サービスに対応しなければ事業の停滞を余儀なくされます。当社グループにおきましても、常に利便性の高いアプリ・サイトの構築及び顧客サービスの拡充に努めておりますが、今後ますます進むデジタル化の波に乗り遅れることがないように、今まで以上に売場最適な顧客リレーションの実現に取り

組んでまいります。

④ 中高価格帯ブランド「NICAL」の成長

履き心地と綺麗さを兼ね備えた高価格帯ブランド「卑弥呼」の完全復活は、同時に、素材と品質にこだわった中高価格帯市場へ進出するきっかけとなりました。MODE をキーワードに都会的で洗練されたデザインを提案する大人の女性に向けたブランド「NICAL」は、素材は上質な本革をメインに使い一足一足丁寧に作り上げご提供することで、幅広い年齢層へアプローチしてまいります。

⑤ 海外事業の拡大

当社グループは、現在、台湾、香港、マカオ、中国にて海外事業を展開しております。今後のさらなる成長のためには、グローバル市場、とりわけアジア地域での海外事業の拡大は必要不可欠であります。WAブランドのコンセプトを世界中のお客様に浸透させるためにも、引き続きブランドビルディングを推進してまいります。

(4) 主要な事業内容（2023年1月31日現在）

事業区分	事業内容
婦人靴の企画・販売事業	当社グループは、婦人靴を中心とした自社商品の企画・販売に取り組んでおります。なお、当社グループは、婦人靴の企画・販売事業を単一の報告セグメントとしているため、セグメントごとの記載を省略しております。

(5) 主要な営業所及び工場（2023年1月31日現在）

① 当社

本社	東京都渋谷区恵比寿一丁目 20 番 18 号
物流センター	茨城県稲敷市江戸崎みらい 2 番 1 号

② 子会社

株式会社卑弥呼	東京都渋谷区神宮前六丁目 17 番 10 号
CAPITAL SEA SHOES COMPANY LIMITED	HONG KONG
江蘇京海服装貿易 有限公司	中国江蘇省
CAPITAL SEA SHOES LIMITED	MACAU

(6) 使用人の状況（2023年1月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
婦人靴の企画・販売事業	432（174）名	△41名（△17名）
合 計	432（174）	△41名（△17名）

- （注） 1．当社グループは、単一の報告セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
2．使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、最近 1 年間の期中平均人数（1 日 8 時間換算）を（ ）外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
214（145）名	△20名（△21名）	30.7 歳	6.6 年

- （注） 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、最近 1 年間の期中平均人数（1 日 8 時間換算）を（ ）外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況（2023年1月31日現在）

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年1月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 16,000,000 株
- ② 発行済株式の総数 4,763,540 株（自己株式 25 株を含む）
- （注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は 3,100 株増加しております。
- ③ 株主数 2,240 名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
肖 俊偉	3,154,000 株	66.21%
趙 陽	294,600	6.18
丁 蘊	200,000	4.19
PANG KWAN KIN	120,000	2.51
野村證券株式会社	46,300	0.97
MSIP CLIENT SECURITIES	31,000	0.65
舘 慶生	30,800	0.64
枝松 禄	30,000	0.62
杉浦 陽一	29,100	0.61
中山 慶一郎	27,200	0.57

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権
発行決議日		2017年11月17日
新株予約権の数		70個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,400株 (新株予約権 1 個につき 20株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 11,161円 (1 株当たり 559円)
権利行使期間		2019年11月18日から 2027年11月17日まで
行使の条件		(注) 3
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 70個 目的となる株式数 1,400株 保有者数 1名

- (注) 1. 2019年7月11日付で行った1株を20株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
2. 上記の新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。

3. 新株予約権の行使条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとする。
- ③新株予約権者は権利行使期間の制約に加え、下記の期間内においては割当てられた新株予約権の総数に次の割合を乗じた数（ただし、かかる方法により計算した新株予約権の数のうち1個未満の部分については切り上げる。）を超える新株予約権の行使をすることができないものとする。

記

権利行使が可能になる日から1年を経過する日まで	3分の1
権利行使可能日から1年経過日の翌日から2年を経過するまで	3分の2
権利行使可能日から2年経過日の翌日から3年を経過するまで	3分の3

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する状況

① 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、当社定款において会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

② 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

第22期定時株主総会招集ご通知「事業報告（2022年2月1日から2023年1月31日まで）2. 会社の現況（1）会社役員に関する事項 ①会社役員の状況（2023年1月31日現在）」に記載のとおりであります。また、当社と社外役員の重要な兼職先との間には、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 菅 沼 匠	当事業年度に開催された取締役会 15 回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、主に公認会計士及び弁護士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に財務・会計及び企業法務等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 落 合 孝 裕	当事業年度に開催された取締役会 15 回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、主に税理士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に財務・会計について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 鶴 田 芳 郎	当事業年度に開催された取締役会 15 回のすべて及び監査役会 13 回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に経営の意思決定及び内部統制に関し、常勤監査役としての中心的立場及び豊富な知識・経験に基づく専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 佐 川 明 生	当事業年度に開催された取締役会 15 回のすべて及び監査役会 12 回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に法令・定款等の遵守状況に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 佐 藤 広 一	当事業年度に開催された取締役会 15 回のすべて及び監査役会 12 回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に法令・労基法等に関し、特定社会保険労務士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、CAPITAL SEA SHOES COMPANY LIMITEDについては、会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社グループは「コンプライアンス規程」を定め、繰り返しコンプライアンス研修を実施することにより、役職員が法令及び定款を遵守した行動をとることを徹底しております。
- ロ. コンプライアンス委員会は、委員長を社外監査役とし、委員会の半数以上を社外有識者で構成しております。
- ハ. コンプライアンス委員会は、法令違反その他不正行為の報告に関する調査を行った結果、是正措置及び再発防止策等の対策が必要と認められた場合、リスク管理委員会に対して、可及的速やかに具体的な是正措置及び再発防止策等の対策検討を行うよう指示することを定めております。
- ニ. コンプライアンス委員会は、法令違反その他不正行為の報告に関する調査を行った結果、コンプライアンス違反行為があったと認められた場合、懲戒委員会に対して、具体的な懲戒処分を行うよう指示することを定めております。
- ホ. 当社グループは「内部通報規程」を定め、内部通報制度の運用により、法令違反その他不正行為の早期発見及び是正を図ると共に、内部通報者の保護を行っております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」、「決裁権限規程」等の規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録・保存し、適切かつ確実に管理しております。なお、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社グループは「リスクマネジメント規程」を定め、リスク管理委員会の運用により、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理しております。
- ロ. 内部監査部門は、当社グループ各部門のリスク管理の状況を監査し、監査役会に報告しております。
- ハ. 監査役会は、内部監査部門を通じて各部門長に対し全社的リスク管理の進捗状況をレビューさせると共に、定期的に監査役会に報告させ、取締役会において改善策を審議・決定しております。
- ニ. 当社グループは「事業継続計画（BCP）」を定め、コンティンジェンシー・プランの運用により、不測の事態や危機の発生時においても事業の継続を図れるよう対策しております。

④ 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は「組織規程」、「決裁権限規程」、「関係会社管理規程」等の規程において、各責任者及びその責任の明確化、執行手続の詳細について定め、取締役等の職務の執行

が効率的に行われる体制を構築すると共に、子会社にてこれに準拠した体制を構築しております。そのうえで、以下の管理システムを用いて取締役等の職務の執行の効率化を図っております。

- a. 会社運営等の重要方針並びに重要な業務執行に関する取締役会の諮問機関の設置
- b. 職務権限・意思決定ルールの方策
- c. 中期事業計画及び中期事業計画に基づく部門別予算の作成と、月次・四半期業績管理の実施

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- イ. 子会社の取締役会に対し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への報告を義務付けております。
- ロ. 子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し当社への速やかな報告を義務付けております。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業内容、その他会社の長を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備しております。
- ロ. 「関係会社管理規程」に基づき、経営管理部が関係会社の状況に応じて必要な管理を行うと共に、当社から子会社の取締役又は監査役を派遣し、それぞれ担当する子会社を適切に管理しております。
- ハ. 取締役は当社グループの取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は当社グループの業務執行状況を監査しております。
- ニ. 内部監査部門は、当社グループの業務全般にわたる内部監査を実施し、当社グループの内部統制システムの有効性と妥当性を確保しております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役は、従業員に監査業務に必要な補助を求めることができるものとし、当該従業員は監査役の指揮命令に従わなければならないものとしております。
- ロ. 監査役から監査業務に必要な補助を求められた従業員はその命令に関して、取締役、内部監査部門等の指揮命令を受けないものとしております。
- ハ. 監査役から監査業務に必要な補助を求められた従業員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、半数以上の社外有識者から構成される懲戒委員会での公平な審議に基づくものとしております。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対し次の事項を報告することとしております。

- a. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- b. 重大な法令・定款違反
- c. 毎月の経営状況として重要な事項
- d. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- e. その他コンプライアンス上重要な事項

- ⑨ 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- イ. 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行うこととしております。
 - ロ. 内部監査部門は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告しております。
 - ハ. 内部通報窓口の担当者は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、当社監査役に対して報告しております。
- ⑩ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループの「内部通報規程」において、当社グループの役職員が監査役に対して報告を行ったことをもって、解雇その他の不利益な取扱いを禁止する旨を明記しております。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。
- ⑫ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めております。
 - ロ. 監査役による各業務執行取締役及び重要な使用人に対する個別のヒアリングの機会を随時設けると共に、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催し、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。
 - ハ. 社外取締役及び社外監査役からのみ構成される意見交換の機会を定期的に設けることで、独立した第三者としての立場から、当社グループの業務執行状況やコンプライアンスの遵守体制などに関して、有効かつ適切なモニタリングを実施しております。
- ⑬ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備
- イ. 財務報告を適正に行うため、当基本方針に基づく経理業務に関する規程及び手順等を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図っております。
 - ロ. 内部監査部門は財務報告に係る内部統制に対して定期的に監査を行い、内部統制の有効性について評価し、是正や改善の必要のあるときは、速やかに代表取締役及び監査役に報告すると共に、当該部門はその対策を講じております。

⑭ 反社会的勢力の排除に向けた体制整備に関する内容

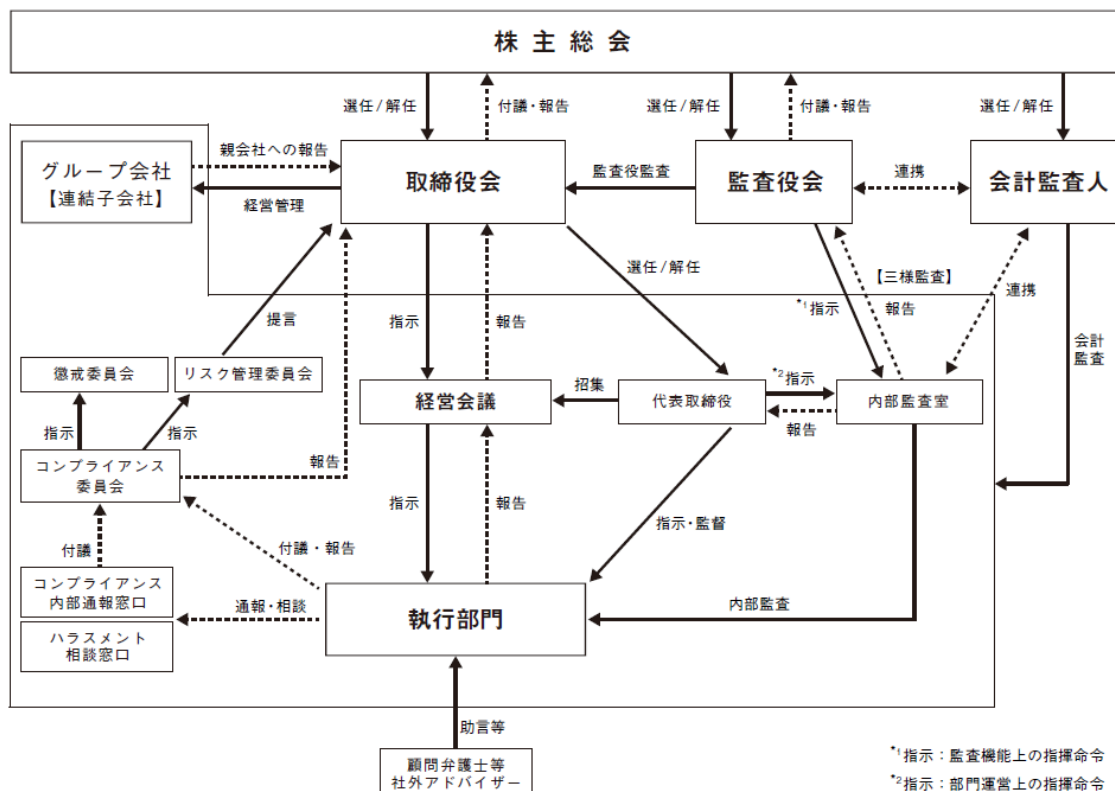
- イ. 当社は、企業や市民社会の秩序に脅威を与える暴力団をはじめとする反社会的勢力に対しては一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度でこれを拒絶し、利益の供与は絶対に行わないことを基本方針とし、その旨を「コンプライアンス規程」に明記し、関連マニュアル等を配付することで全役職員に対し周知徹底を図っております。
- ロ. 反社会的勢力からの接触や不当要求に対しては、人事総務部が警察・弁護士をはじめ外部の専門機関と緊密に連携を図りながら統括部署として対応しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、経営及び業務執行に係る意思決定機関として月に一度、定例の取締役会を開催し経営上の重要事項について協議・決議を行っております。また、取締役会の諮問機関として取締役及び常勤監査役のほか、部長・シニアマネージャーから構成される経営会議を適宜開催することで、取締役会から委任された決裁権限の範囲内で各部門の執行案件を審議すると共に、迅速な経営戦略の立案や業務計画の見直しが可能な体制を構築しております。

社外取締役及び社外監査役は、取締役会にて忌憚のない意見を述べているほか、経営上の重要な意思決定プロセスを適宜モニタリングすることで、取締役の業務執行状況に対し実効性のある監督・牽制機能を働かせております。

なお、当社の機関及び内部統制に係る企業統治の体制図は次のとおりであります。



4. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当は、期末配当の基準日を1月31日とする年1回を基本的な方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年7月31日を基準日として中間配当を実施することが出来る旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記方針に基づき、2023年4月26日開催の定時株主総会の決議により、当社株式1株当たり25円の配当とさせていただく予定です。この結果、当事業年度の配当性向は17.3%となる見通しであります。

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開に資する設備投資等に有効活用していく所存です。

連結貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,148,284	流 動 負 債	1,460,536
現 金 及 び 預 金	3,413,129	買 掛 金	364,698
売 掛 金	1,168,003	リ ー ス 債 務	214,779
棚 卸 資 産	3,368,116	未 払 法 人 税 等	297,499
そ の 他	199,035	賞 与 引 当 金	88,390
固 定 資 産	2,686,151	ク ー ポ ン 引 当 金	2,811
有 形 固 定 資 産	1,227,312	そ の 他	492,357
建 物 及 び 構 築 物	1,822,115	固 定 負 債	613,826
減 価 償 却 累 計 額	△1,001,316	リ ー ス 債 務	182,669
建物及び構築物（純額）	820,798	役員退職慰労引当金	237,750
工具、器具及び備品	550,541	退職給付に係る負債	181,407
減 価 償 却 累 計 額	△422,823	そ の 他	12,000
工具、器具及び備品（純額）	127,718		
土 地	233,468	負 債 合 計	2,074,363
建 設 仮 勘 定	19,206	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	49,774	株 主 資 本	8,689,802
減 価 償 却 累 計 額	△23,652	資 本 金	1,650,757
そ の 他 (純 額)	26,121	資 本 剰 余 金	1,600,730
無 形 固 定 資 産	61,589	利 益 剰 余 金	5,438,385
ソ フ ト ウ ェ ア	61,534	自 己 株 式	△70
そ の 他	55	その他の包括利益累計額	70,270
投 資 そ の 他 の 資 産	1,397,249	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△36,872
投 資 有 価 証 券	119,398	為 替 換 算 調 整 勘 定	107,142
敷 金 及 び 保 証 金	885,065		
繰 延 税 金 資 産	382,638	純 資 産 合 計	8,760,072
そ の 他	10,146	負 債 純 資 産 合 計	10,834,436
資 産 合 計	10,834,436		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	17,598,385
売上原価	6,292,056
売上総利益	11,306,328
販売費及び一般管理費	10,119,620
営業利益	1,186,707
営業外収入	
受取利息	1,207
受取配当金	965
営業外補償金	673
その他	1,017
営業外費用	
支払利息	10,431
為替差損	93,000
その他	2,706
経常利益	1,084,432
特別利益	
固定資産売却益	969
補助金収入	47,581
特別損失	
固定資産除却損	1,957
減損損失	24,086
税金等調整前当期純利益	1,106,939
法人税、住民税及び事業税	428,993
法人税等調整額	△11,223
当期純利益	689,169
親会社株主に帰属する当期純利益	689,169

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書
(2022年2月1日から2023年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,648,692	1,598,668	4,868,227	—	8,115,588
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	2,065	2,061			4,126
剰 余 金 の 配 当			△119,011		△119,011
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			689,169		689,169
自 己 株 式 の 取 得				△70	△70
株主資本以外の項目の当連結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)					
当連結会計年度変動額合計	2,065	2,061	570,158	△70	574,214
当連結会計年度末残高	1,650,757	1,600,730	5,438,385	△70	8,689,802

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	△35,433	33,159	△2,274	8,113,313
当連結会計年度変動額				
新 株 の 発 行				4,126
剰 余 金 の 配 当				△119,011
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				689,169
自 己 株 式 の 取 得				△70
株主資本以外の項目の当連結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)	△1,438	73,983	72,544	72,544
当連結会計年度変動額合計	△1,438	73,983	72,544	646,759
当連結会計年度末残高	△36,872	107,142	70,270	8,760,072

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4 社
- ・連結子会社の名称
株式会社卑弥呼
CAPITAL SEA SHOES COMPANY LIMITED
江蘇京海服装貿易有限公司
CAPITAL SEA SHOES LIMITED

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、江蘇京海服装貿易有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日1月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. 棚卸資産

・商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社の事業所の有形固定資産は、定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）、小売店舗の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、海外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～39年

工具、器具及び備品 3年～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

ロ. クーポン引当金

将来のクーポン券利用による売上値引に備えるため、当連結会計年度末のクーポン券残高に応じた要積立額を計上しております。

ハ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末における要支給額により計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

イ. 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

商品の販売・・・・・・顧客に商品を引き渡す履行義務

ロ. 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

商品の販売・・・・・・顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

ただし、インターネット等の通信販売及び卸売については、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

ハ. 企業が顧客に提供する財又はサービスの識別

一部の販売取引について、顧客への販売取引における当社の役割が代理人に該当する取引については当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額により計上しております。なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

これにより顧客への商品販売に伴い付与する自社ポイントについて、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として認識し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当該会計方針の変更が当連結会計年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、当連結会計年度より、履行義務として識別したことによる「契約負債(その他流動負債)」として表示することとしております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当該変更による連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度

有形固定資産 1,227,312千円

減損損失 24,086

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位とし、減損の兆候を判定しております。

当社グループの減損損失の認識・測定にあたっては、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 2009年3月27日）第12項の内容に照らし、資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっているか、または、継続してマイナスとなる見込みと判断した店舗について減損の兆候があると識別し、兆候に該当した店舗について、当該店舗から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額の比較により、減損損失を認識するか否かの検討を行っております。

当該検討の結果、減損損失の認識が必要となった場合、当該店舗の固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定された価額としております。

ロ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失の認識の要否の判定に使用される割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、当社グループの事業計画を基礎としており、当該事業計画における将来売上高は、当連結会計年度の店舗別売上実績を基礎とし、直近のトレンドと外部経営環境の変化、具体的には店舗周辺の開発や競合他社の出店等の状況を考慮して算定しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があります。当社グループは、減損の兆候の識別、減損損失の認識や測定には慎重を期しておりますが、将来の市場環境の変化等により、当社グループの事業計画の前提となる条件や仮定に変更が生じた結果、店舗の収益が悪化した場合は、翌連結会計年度において新たに減損の兆候を識別し、減損損失を計上する可能性があります。

(2) 棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度

商品 3,327,708千円

棚卸資産評価損 33,711

棚卸資産評価損は戻入との純額を記載しております（△は戻入額）。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

棚卸資産の評価方法は、総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しており、期末における販売開始から一定の期間を超える棚卸資産について、合理的に算定した評価減率を適用して帳簿価額を段階的に切り下げる方法を設け、棚卸資産の収益性の低下を連結計算書類に反映しています。

ロ．当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

棚卸資産の評価に使用される評価減率の見積りは、過年度の仕入及び販売足数ならびに廃棄等の実績を基礎とし、直近のトレンドや将来の見込販売足数等を考慮して算定しております。

ハ．翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、棚卸資産の収益性の低下が見積金額と乖離する可能性があります。当社グループは、棚卸資産の評価には慎重を期しておりますが、将来の市場環境の変化等により、当社グループの事業計画の前提となる条件や仮定に変更が生じた結果、在庫状況が変化した場合は、翌連結会計年度において、棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度	
繰延税金資産	382,638千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ．当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に定める企業の分類に基づき、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより、当連結会計年度末における将来減算一時差異のうち、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

ロ．当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産は、将来減算一時差異が将来生じる可能性が高いと見込まれる課税所得と相殺可能な範囲内で認識しております。当該課税所得の見積りは、当社グループの事業計画を基礎として算定しております。

ハ．翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、課税所得の実績が見積金額と乖離する可能性があります。当社グループは、繰延税金資産の回収可能性の検討には慎重を期しておりますが、将来の市場環境の変化等により、当社グループの事業計画の前提となる条件や仮定に変更が生じた結果、店舗の収益が悪化した場合は、翌連結会計年度において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

流動負債「その他」のうち、契約負債の残高	
契約負債	43,141千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普 通 株 式	4,760,440株	3,100株	一株	4,763,540株

(注) 普通株式の増加は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普 通 株 式	一株	25株	一株	25株

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年4月27日 定時株主総会	普通株式	119,011千円	25円	2022年1月31日	2022年4月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年4月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	119,087千円	25円	2023年1月31日	2023年4月27日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）

の目的となる株式の種類及び数

普通株式

22,220株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

投資有価証券は、上場株式であり、定期的に時価の把握を行っていますが、現在保有している金融商品を除き、原則として元本が毀損するリスクの高い商品の取引を行わない方針です。

デリバティブ取引は、実需の範囲で行い、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及びその当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に来店に伴う差入保証金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金はそのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。外貨建のものについては、為替変動リスクに晒されております。

リース債務は一部の海外子会社についてIFRS第16号（リース）を適用したものです。これらは、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、主に外貨建取引の為替相場変動リスクを回避するために利用している為替予約取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、売掛金に係る取引先の信用リスクは、店舗別・取引先別に期日管理・残高管理を行うとともに、信用情報の把握を定期的に行うことで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。取引相手先は主に電鉄系企業や大型商業施設を運営する大手デベロッパーに限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。敷金及び保証金は賃貸借契約締結時に差入先の信用状況を把握するとともに、入居後も定期的に信用状況を把握することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。デリバティブ取引については、取引相手先の高格付けを有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、上場株式であり、定期的に時価を把握することにより管理を行っております。当社は、商品の輸入に伴う外貨建取引については、為替の変動リスクに対して、為替予約を利用してリスクの回避に努めております。デリバティブ取引の執行・管理については取引権限等を定めた経理規程に従い、決裁担当者の承認を得て行っております。また、その残高照合等は経営管理部が行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、経営管理部等担当部門が年次予算に基づく資金繰計画表を作成し、月次で実績・予算を更新するとともに、現金及び預金で手許流動性を継続して維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	119,398千円	119,398千円	－千円
敷金及び保証金	885,065	827,531	△57,533
資産計	1,004,463	946,929	△57,533
リース債務 (1年以内に返済予定のリース債務を含む)	397,448	388,488	△8,960
負債計	397,448	388,488	△8,960
デリバティブ取引(※2)	454	454	－

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	119,398千円	－千円	－千円	119,398千円
デリバティブ取引	－	454	－	454

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－千円	827,531千円	－千円	827,531千円
リース債務（1年以内に返済予定のリース債務を含む）	－	388,488	－	388,488

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券の時価については、相場価格を用いて評価しております。当該上場株式は活発な市場で取引されているため、当該時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引（為替予約）の時価については、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、当該時価をレベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、期末から返還までの見積り期間に基づき、将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を決算日現在の国債利率等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務（1年以内に返済予定のリース債務を含む）

リース債務の時価については、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、婦人靴の企画・販売事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度
店舗売上高	12,893,555 千円
オンライン売上高	3,853,076
委託売上高	794,841
その他	56,911
顧客との契約から生じる収益	17,598,385
その他の収益	—
外部顧客への売上高	17,598,385

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高

	当連結会計年度
期首残高	— 千円
期末残高	43,141

当連結会計年度末において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は 43,141 千円であり、主にポイントプログラムによるものであります。

将来顧客が行使することが見込まれるポイントは、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、履行義務として契約負債に計上されており、ポイントが利用された時点で収益として認識しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,838円99銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	144円73銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2023年1月20日開催の取締役会において、当社を存続会社とし、株式会社玉屋の100%子会社である株式会社ミッシュマッシュを消滅会社とする吸収合併契約を締結することを決議し、2023年3月1日を効力発生日として、株式会社ミッシュマッシュを吸収合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社ミッシュマッシュ
事業の内容	婦人服の企画・販売

(2) 企業結合を行う主な理由

当社のこれまで培ってきた経営資源や生産仕入、海外子会社による品質管理、流通システム、EC販売といった事業の強みと、MISCH MASCHのブランド力及びノウハウを活用し、これまで以上にお客様に支持されるファッション小売り企業として事業拡大を図ることが可能と判断したためです。

(3) 企業結合日

2023年3月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社ミッシュマッシュを消滅会社とする吸収合併

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社を存続会社とする吸収合併を実施したためであります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

合併取得の対価	現金	100,000千円
---------	----	-----------

(注) ただし、株式会社ミッシュマッシュの設立年月日である2022年12月1日から合併の効力発生日である2023年3月1日の前日における同社の最終損益によって変動する可能性があります。

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	22,000千円
-----------	----------

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

貸借対照表

(2023 年 1 月 31 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,728,546	流 動 負 債	684,531
現 金 及 び 預 金	2,159,958	買 掛 金	191,891
売 掛 金	756,419	未 払 金	196,697
商 品	2,621,507	未 払 費 用	90,765
貯 蔵 品	14,867	未 払 法 人 税 等	142,630
前 渡 金	9,025	ク ー ボ ン 引 当 金	2,811
前 払 費 用	77,172	賞 与 引 当 金	45,039
そ の 他	89,595	そ の 他	14,695
固 定 資 産	2,922,041	固 定 負 債	302,470
有 形 固 定 資 産	778,159	退 職 給 付 引 当 金	58,220
建 物	319,473	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	237,750
建 物 付 属 設 備	83,310	そ の 他	6,500
工 具、器 具 及 び 備 品	113,021	負 債 合 計	987,001
土 地	233,468	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	12,546	株 主 資 本	7,700,459
そ の 他	16,339	資 本 金	1,650,757
無 形 固 定 資 産	32,754	資 本 剰 余 金	1,600,730
ソ フ ト ウ ェ ア	32,698	資 本 準 備 金	1,600,730
そ の 他	55	利 益 剰 余 金	4,449,041
投 資 そ の 他 の 資 産	2,111,127	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,449,041
投 資 有 価 証 券	119,398	繰 越 利 益 剰 余 金	4,449,041
関 係 会 社 株 式	727,806	自 己 株 式	△70
敷 金 及 び 保 証 金	731,612	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△36,872
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	216,450	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△36,872
繰 延 税 金 資 産	308,743	純 資 産 合 計	7,663,587
そ の 他	7,117	負 債 純 資 産 合 計	8,650,588
資 産 合 計	8,650,588		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022 年 2 月 1 日から
2023 年 1 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,588,609
売上原価	4,915,960
売上総利益	7,672,648
販売費及び一般管理費	6,974,445
営業利益	698,203
営業外収益	
受取利息	1,204
受取配当金	965
経営指導料	30,000
業務支援朝料	23,000
その他	1,010
営業外費用	
為替差損	93,068
その他	906
経常利益	660,408
特別利益	
固定資産売却益	729
補助金収入	6,195
特別損失	
固定資産除却損	599
減損損失	20,515
税引前当期純利益	646,218
法人税、住民税及び事業税	289,757
法人税等調整額	△14,836
当期純利益	371,297

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
(2022年2月1日から2023年1月31日まで)

(単位：千円)

	資本金	株主資本			
		資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当事業年度期首残高	1,648,692	1,598,668	4,196,755	—	7,444,116
当事業年度変動額					
新株の発行	2,065	2,061			4,126
剰余金の配当			△119,011		△119,011
当期純利益			371,297		371,297
自己株式の取得				△70	△70
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)					
当事業年度変動額合計	2,065	2,061	252,286	△70	256,343
当事業年度末残高	1,650,757	1,600,730	4,449,041	△70	7,700,459

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当事業年度期首残高	△35,433	7,408,682
当事業年度変動額		
新株の発行		4,126
剰余金の配当		△119,011
当期純利益		371,297
自己株式の取得		△70
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)	△1,438	△1,438
当事業年度変動額合計	△1,438	254,904
当事業年度末残高	△36,872	7,663,587

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------------|---|
| ① 関係会社株式 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ② その他有価証券
時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| ③ デリバティブ | 時価法を採用しております。 |
| ④ 棚卸資産
・商品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |
| ・貯蔵品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------|---|
| ① 有形固定資産 | 事業所の有形固定資産は、定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）、小売店舗の有形固定資産は、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 |
| | 建物 5年～39年 |
| | 建物付属設備 3年～15年 |
| | 工具、器具及び備品 3年～10年 |
| ② 無形固定資産 | 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 |

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- | | |
|--------------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。 |
| ② クーポン引当金 | 将来のクーポン券利用による売上値引に備えるため、当事業年度末のクーポン券残高に応じた要積立額を計上しております。 |
| ③ 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 |
| ④ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額により計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 |
| ⑤ 役員退職給慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基 |

づく当事業年度末における要支給額により計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

商品の販売・・・・・・顧客に商品を引き渡す履行義務

② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

商品の販売・・・・・・顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

ただし、インターネット等の通信販売及び卸売については、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

③ 企業が顧客に提供する財又はサービスの識別

一部の販売取引について、顧客への販売取引における当社の役割が代理人に該当する取引については当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

これにより顧客への商品販売に伴い付与する自社ポイントについて、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として認識し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当該会計方針の変更が当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、当事業年度より、履行義務として識別したことによる「契約負債（その他流動負債）」として表示することとしております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当該変更による計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度

有形固定資産 778,159千円

減損損失 20,515

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(2) 棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度

商品 2,621,507千円

棚卸資産評価損 45,872

棚卸資産評価損は戻入との純額を記載しております（△は戻入額）。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度

繰延税金資産 308,743千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,001,196 千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 81,485千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 608,898千円

販売費及び一般管理費 26,674千円

営業取引以外の取引高 54,171千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式

25株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	81,410千円
減損損失	40,842
資産除去債務	59,436
未払事業税	11,844
賞与引当金	15,902
クーポン引当金	860
退職給付引当金	17,826
役員退職慰労引当金	72,799
棚卸資産評価損	57,248
その他有価証券評価差額金	16,273
その他	7,097
繰延税金資産小計	381,542
評価性引当額	△72,799
繰延税金資産合計	308,743
繰延税金資産の純額	308,743

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科 目	期末残高（千円）
子 会 社	株式会社卑弥呼	所有 直接100%	役員の兼務 資金の援助	資金の貸付 (注1)	100,000	—	—
				利息の受取 (注2)	88	その他 流動資産	—
子 会 社	CAPITAL SEA SHOES COMPANY LIMITED	所有 直接100%	役員の兼務 資金の援助	資金の貸付	—	関係会社 長期貸付金	216,450
				利息の受取 (注2)	1,082	その他 流動資産	5,741

(注) 1. 当事業年度において、株式会社卑弥呼より資金の援助に係る貸付金100,000千円の返済を受けております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付に係る利息は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,608円81銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	77円98銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2023年1月20日開催の取締役会決議に基づき、当社を存続会社とし、株式会社玉屋の100%子会社である株式会社ミッシュマッシュを消滅会社とする吸収合併契約を締結し、2023年3月1日を効力発生日として、株式会社ミッシュマッシュを吸収合併いたしました。

なお、詳細につきましては、「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

独立監査人の監査報告書

2023年3月24日

株式会社ダブルユー
取締役会御中

有限責任あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上倫哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小高由貴

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダブルユーの2022年2月1日から2023年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダブルユー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じ

て、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023 年 3 月 24 日

株式会社ダブルユー
取締役会御中

有限責任あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井 上 倫 哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 高 由 貴

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社ダブルユーの 2022 年 2 月 1 日から 2023 年 1 月 31 日までの第 22 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性が

あり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2022年2月1日から2023年1月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査役の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべ

き事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023 年 3 月 24 日

株 式 会 社 ダ ブ ル エ ー 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 （ 社 外 監 査 役 ）

鶴 田 芳 郎

監 査 役 （ 社 外 監 査 役 ）

佐 川 明 生

監 査 役 （ 社 外 監 査 役 ）

佐 藤 広 一

以 上